

# 監査品質の マネジメントに関する 年次報告書

2024 年度  
(2024年7月1日～2025年6月30日)

I. 監査品質向上に向けた取組及び事務所概要	
1. 統括代表社員からのメッセージ	3
2. 経営理念及び行動指針	4
3. 法人事務所の概要	5
II. 経営管理の状況等	
1. 品質管理担当責任者からのメッセージ	6
2. 品質管理基盤	7
3. 組織・ガバナンス基盤	12
4. 人的基盤	14
5. IT基盤	17
6. 財務基盤	18
7. 国際対応基盤	18
8. 資本市場の参加者等との対話	18
9. 品質管理システムの評価結果	18
III. けやき監査法人のガバナンス・コードの適用状況	19

## I. 監査品質向上に向けた取組及び事務所概要

### 1. 統括代表社員からのメッセージ

法人名の由来である「けやき（樺）」の語源には、「ひとときわ優れている」という意味があるとされており、けやきの木には、強靱で、耐久性に優れているという特徴があります。「私たちは、プロフェッショナル集団として、高品質な監査の提供を常に追求していきます。そして、クライアント、市場関係者、監査チームメンバーとも向き合い、強い信頼関係を構築しながら、持続的な人財の成長を図り、クライアントと社会の期待に継続的に応えていきたい」という想いが法人名に込められております。

当法人のパートナーは、全員が大手監査法人出身者であり、監査チームについても、幅広い業種、様々な成長ステージの企業の監査など、豊富な監査経験を有するメンバーで構成されております。また、豊富な監査経験に加えて、コンサルティング業務、上場会社社外役員、上場会社管理部門業務、証券審査・取引所審査業務など、多様な経験・知見を備えたメンバーが所属しております。

各メンバーの個性、強み、主体性を尊重することで、各メンバーがその能力を最大限に発揮し、それら多様な才能を有機的に統合し、組織として結集することにより、付加価値の高い監査業務を提供していくことを目指してまいります。



統括代表社員  
吉村 潤一 Junichi Yoshimura

## 2. 経営理念及び行動指針

### ※経営理念

私たちは、上場企業や株式公開を目指す企業の発展を支え、日本経済の発展のために尽力いたします。常に変わりゆく経済社会、資本市場の中で、資本市場の信頼性を支え、会計プロフェッショナル・監査プロフェッショナルとして、経済社会、市場、企業の皆様に付加価値を提供します。

### ※行動指針

#### ☑上場会社に対する貢献

高品質な監査を提供し、企業の透明性や信頼性確保、ガバナンス向上に寄与します。

#### ☑上場準備会社に対する貢献

会計監査を通じた指導・助言により、新規上場の達成、上場後の成長を支援します。

#### ☑プロフェッショナル集団としての機動性の発揮

当法人所属会計士が培った、コンサルティング業務、上場会社社外役員、上場会社管理部門業務、証券審査・取引所審査業務などの多様な経験を重視し、それらの多様性を統合して企業の成長と発展を支えます。

また、プロフェッショナルとしての主体性を通して、親身で柔軟性をもった監査対応を目指します。

“公認会計士法第1条”において、「公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する」という公認会計士の使命が定められています。当法人は、この使命に基づき、監査の品質維持・向上に取り組んでおります。高品質な監査の提供を最重要課題とし、各構成員がそれぞれの責務を果たすとともに、統括代表社員は、構成員に対して監査の品質の持続的な向上に向けてのメッセージを発信してトップの姿勢を示しております。

### 3. 法人事務所の概要

#### ①法人概要

名称	けやき監査法人	
所在地	東京都中央区銀座1-14-5 銀座ウイングビル3階	
統括代表社員	吉村 潤一	
代表社員	安田 秀志（品質管理担当責任者）	
人員	社員	5名
	公認会計士	8名
	その他	1名
	合計	14名（2025年6月30日現在）

#### ②法人沿革

2009年 5月 8日	日之出監査法人を港区南青山に設立
2009年 9月 1日	主たる事務所を千代田区平河町に移転
2012年 6月 1日	主たる事務所を港区元赤坂に移転
2015年 7月 1日	名称を「ひので監査法人」に変更
2022年11月 1日	名称を「けやき監査法人」に変更
2022年11月 1日	主たる事務所を中央区銀座に移転
2024年9月4日	上場会社等監査人名簿に登録

#### ③監査対象会社

（2025年6月30日現在）

種別	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
金商法・会社法監査	2社	2社
金商法監査	1社	--
会社法監査	2社	--
学校法人監査	--	--
労働組合監査	1社	--
その他法定監査	--	--
その他任意監査	1社	--
合計	7社	2社

※上場会社の監査対象会社名（2025年6月30日現在）

株式会社セルシード（東証グロース市場）

トヨクモ株式会社（東証グロース市場）

## II. 経営管理の状況等

### 1. 品質管理担当責任者からのメッセージ



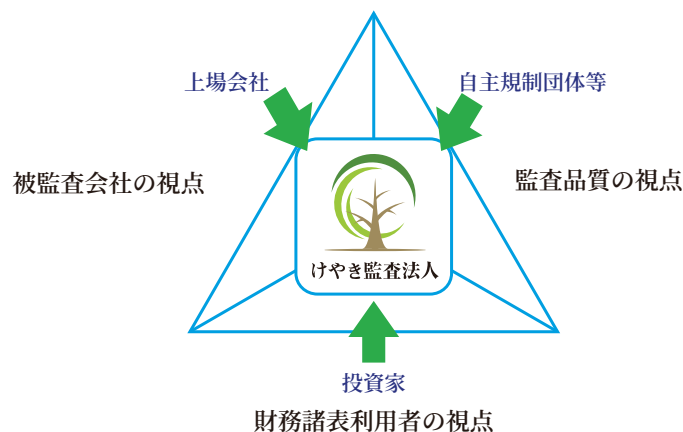
代表社員  
品質管理担当責任者  
安田 秀志 Hideshi Yasuda

#### ■資本市場から信頼されることの重要性

監査業務は、投資家の投資判断となる財務諸表の信頼性を保証するものであり、監査の品質を考える時には、資本市場を構成する各関係者の視点でとらえることが重要となります。

監査を受ける上場会社からの視点では誠実な監査対応と適切なコミュニケーションで適正な品質の監査を提供すること、自主規制団体等の視点からは上場会社等監査人としての適格な品質管理を維持・発展させること、投資家の視点からは投資判断となる財務諸表の信頼性を高めることなど、監査法人を取り巻く関係者から信頼される品質管理が求められます。

当法人の品質管理の対応方針としては、監査業務に留まらないプロフェッショナル集団として、多様な視点で監査リスクを捉え、適時、適切な監査対応を実践し、監査法人を取り巻く関係者それぞれに適切な監査の成果を提供していきたいと考えています。



## ■監査プラットフォーム・システムを活用し、品質を維持した効率的な監査業務の提供

当法人では、資本市場の関係者からの信頼を得られる監査を提供するため、監査プラットフォーム・システムを導入しています。監査の進捗管理、被監査会社とのコミュニケーション、電子化された監査調書の管理、アーカイブ化まで、全ての監査業務をセキュアな監査プラットフォーム上の環境で行うことができ、監査品質の維持管理、情報漏洩リスクの低減、効率的な監査業務を実現しています。

公認会計士協会の研究報告では、近年注目されているAI監査ツールの導入は監査業務の効率化をもたらし、公認会計士の知見や経験に基づく判断やコミュニケーションに重要性が増していくことが予想されています。当法人としても、監査プラットフォームを基盤とする監査に基づき、クライアントとのコミュニケーションを重視した監査を実現していきたいと考えています。

## 2. 品質管理基盤

### ①品質管理体制

監査業務の品質管理を確保するべく、人材育成及び業務に係るモニタリングを主軸とした体制を確保しています。

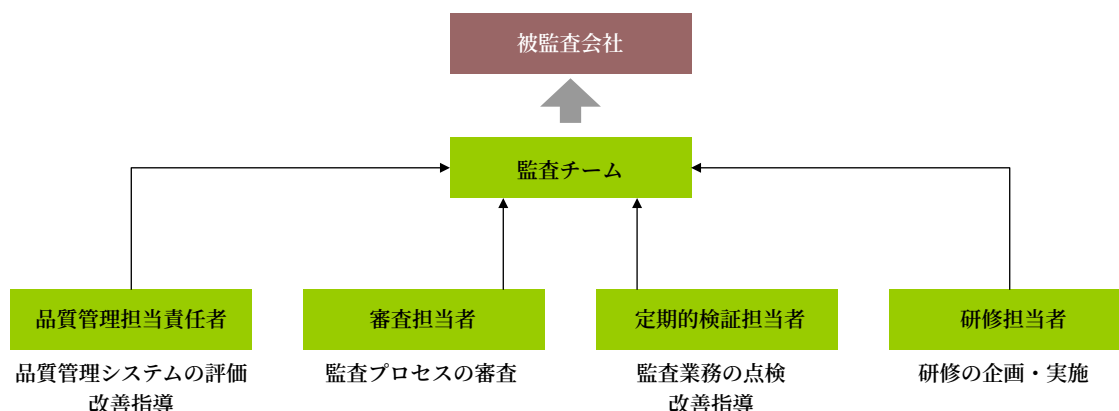
人材育成については、全体研修、指定研修、社員研修、チーム内研修、全体集会を法人内で実施して、チーム人材の経験・スキル向上、必要な品質に係る知識等の向上を支援しています。公認会計士協会のCPD研修については、品質管理担当責任者が定期的に監査要員に履修状況を確認して、所定の履修単位を確保するように促しています。

監査業務に関するモニタリングは、品質管理担当責任者、審査担当者、定期的検証担当者によって実施されています。

審査担当者は、監査業務について、監査計画の立案、監査手続の実施状況（重要な判断の評価を含む）、監査意見の形成の全監査プロセスについて審査を実施しています。

品質管理担当責任者は、品質管理システムの適正な整備・運用の観点から監査チームが実施した業務について、タイムリー・レビューを行っています。

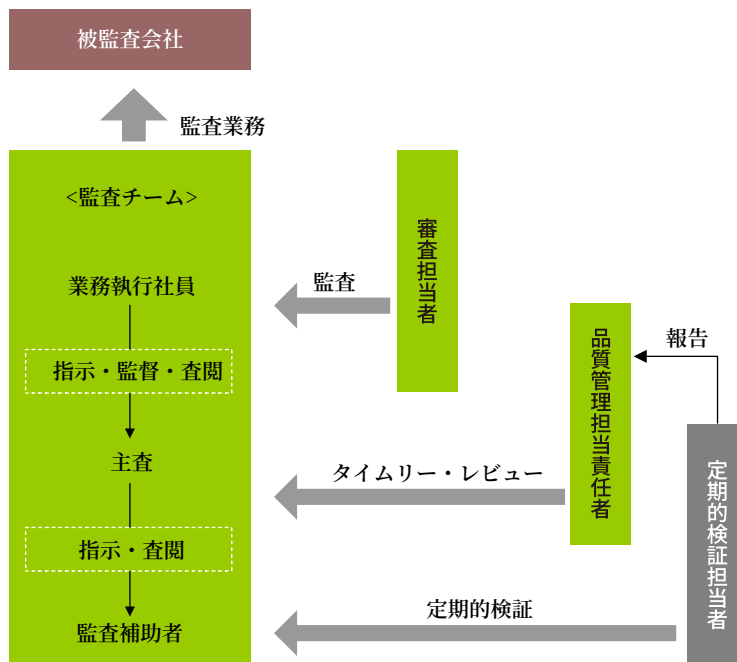
定期的検証担当者は、監査チームに関与しない者から社員会で選任され、各業務執行社員が実施した監査業務に対して一定のローテーション期間（3年内等）を保ちながら監査チームの業務の点検、必要な改善事項の指摘を行っています。2025年6月期定期的検証においては、金商法・会社法監査1件、任意監査1件を対象とし、発見された重要な不備はありませんでした。



## ②監査チーム内での指示系統と審査及び品質管理担当責任者の関与

監査チーム内における業務は、業務執行社員が中心となり監査チーム内の指示・監督・査閲を実施し、主査が監査補助者の指示・査閲を行って、監査業務の適時・適切な遂行を確保する体制としています。

監査チームで実施した監査業務については、審査担当者が計画、期中、期末において審査を行い、監査チームが行った重要な判断及び到達した結論についての客観的評価を行っています。品質管理担当責任者は、品質リスクの観点から実施中の監査業務についてタイムリー・レビューを実施しています。監査チームが実施した監査業務については、監査チームに関与しない者が定期的検証を実施して、品質管理担当責任者に監査の品質の状況を報告しています。実施された監査業務については、重層的に品質を確認しています。



## ③独立性及び職業倫理

監査業務を実施する前提として、当法人、社員及び監査要員等が被監査先から独立していることが必要となります。当法人、社員及び監査要員等が独立性の保持を含む職業倫理に関する規定を遵守することを確保するため、法令及び倫理規則上の独立性に抵触していないかについて、所定のチェックリストに基づき、毎年6月30日を基準日とした調査、新規契約時の調査、監査要員が新規に入所する時の調査を行っています。また、監査業務においては、契約更新時、計画、期中、期末に独立性に抵触していないことを確認しています。

○独立性遵守回答率と違反件数

確認手続の回答率	100%
認識された違反	0件

#### ④インサイダー取引防止

監査業務において未公開情報を取り扱う場合があり、インサイダー取引防止にも留意する必要があります。社員、監査要員、派遣社員等、当法人で業務を行っている全ての者に対しては、インサイダー取引防止に関する誓約書の提出を毎年求めています。当法人では、被監査会社の株式の取引は行わないこととし、退職1年目の者を含めて、取引が行われていないことの確認を定期的に行っています。

独立性の遵守の確認における違反事例はなく、また、インサイダー取引防止に係る株式取引の確認においても取引事例はありませんでした。

#### ⑤業務執行社員のローテーション

監査業務の責任者となる業務執行社員には、倫理規則により、定期的なローテーションが義務付けられています。日本公認会計士協会の倫理規則で定める「大会社等」については、業務執行社員は、原則、連続する7会計期間を超えて関与してはならないこととされています。また、審査担当社員も同様のルールを適用しています。

業務執行社員のローテーションについては、監査対象会社のローテーション計画を作成して社員会で承認し、倫理規則に遵守した監査業務の運営が確保できるようにしています。

#### ⑥監査契約の新規締結及び更新

監査契約を新規締結又は更新する場合は、「監査契約規程」において、業務執行社員（予定者を含む）は、当法人の監査実施体制及び契約締結の判断に重要な影響を及ぼす事項等について慎重に考慮するとともに、品質管理担当責任者と協議を重ね、検討した内容及び結論について社員会に報告し、契約締結に関する承認を受けることとしています。リスクの高い案件の契約の承認は、ガバナンス委員、品質管理担当責任者に意見を求め、反対の意思表示がないことを条件としています。

#### ⑦監査事務所間の引継ぎ

監査事務所間の引継ぎについては、監査人の交代に関する規程を設けて管理しています。

当法人が後任監査人となる場合は、前任監査人に対する質問及び監査調書の閲覧に基づいて引継ぎを行います。前任監査人から監査業務の十分な引継ぎを受けられない場合には、第三者への問合せ又は会社の経営者や監査役等の背景調査を行う等、他の方法により阻害要因に関する情報を収集し、監査契約の締結に伴うリスクを低い水準に抑えることができるか否かについて検討します。

当法人が前任監査人となる場合は、業務執行社員（予定者を含む。）は、不正リスクへの対応状況、監査の過程で識別した重要な事項について引継ぎを行うことを義務付けています。

監査事務所間の引継ぎの内容は、議事録に記録し、交代予定の監査人と相互に確認します。

業務執行社員（予定者を含む。）は、監査チームが実施した引継ぎの状況について品質管理担当責任者に報告します。

#### ⑧監査チームの選任

監査チームの構成メンバーは、経験者を中心として、個人の監査経験・能力について適格性評価を行った上で、各人の知見や経験、適性及び能力等を考慮して、リスクや会社の属する業界や事業内容に応じて選任

しています。また、各自のアサイン時間をまとめたアサイン予定表を作成し、各自が業務可能な時間内でアサインできるように監査チーム編成を行っています。

## ⑨監査の実施

監査業務の質を合理的に確保するため、監査の実施、補助者への指示、監督及び査閲の方法、監査調書の記録及び最終的な整理に関する事項を、監査マニュアルに定め、これに準拠して監査業務を遂行しています。また、クライアント横断的な監査業務の知見、経験の共有を目的として、各監査チームの主要メンバーで定期的な定例会を実施しています。

## ⑩監査チームのコミュニケーション

開放的で自由闊達な雰囲気重視し、業務執行社員が主体となって、監査業務を開始する前にチーム内ミーティングを実施しています。チーム内ミーティングでは、被監査会社のビジネスの理解に基づき、リスクを識別・評価し、識別・評価したリスクに対応するリスク対応手続を立案しています。また、必要に応じて、オンライン会議を活用したミーティングを実施しています。

## ⑪被監査会社とのコミュニケーション

被監査会社を取り巻く経済環境や内部環境など被監査会社のビジネスをより深く理解し、監査上のリスクに適切に対応するため、経営者や監査役等と定期的にコミュニケーションを行うことが重要であると認識しています。監査計画や監査結果を説明する際には、経営者や監査役等と十分に意見交換、議論を行うことで、深度ある監査を実践しています。

## ⑫専門家アドバイザーの設置

監査業務の品質の確保と向上を目的として、外部専門家による専門家アドバイザーを設置しています。監査の業務にあたって確認したい事項がある場合や、業務執行社員と審査担当者の意見が合わない場合など、業務執行社員が品質管理担当責任者を通じて問い合わせを実施します。

専門家アドバイザーは、職業倫理及び不正、企業結合、継続企業の前提他の3つ分野に対して3名で構成しています。3名とも大手監査法人出身の公認会計士です。職業倫理及び不正については弁護士資格を有する公認会計士、企業結合はM&Aを専門とするコンサルティング会社マネージャー、継続企業の前提他は大手監査法人社員として長年監査業務に携わった経験豊富な公認会計士に担当して頂いています。

## ⑬監査業務の審査

審査担当社員は、社員会で選任し、監査計画から監査意見形成までの監査手続全般を対象とした審査を実施します。「品質管理規程」において、監査意見の審査が完了するまで監査報告書を発行しないことを定めています。また、審査担当者と業務執行社員の意見が相違した場合には、専門家アドバイザーに問合せを行うこととしています。

監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項については、審査担当社員が主体的に役割を果たし、リスクに応じて社員会で協議することとしており、監査法人としての適正な判断が確保されるための体制を構築しております。

#### ⑭品質管理システムのモニタリング

「品質管理規程」に基づき、品質管理のシステムに関する整備・運用の評価及び監査業務の定期的な検証を実施しています。品質管理のシステムに関する整備・運用の評価は、品質管理に対するリスク評価に基づく対応策に関する品質管理のシステム全般の整備・運用状況をその検討対象としています。

定期的な検証は、原則として日本公認会計士協会の倫理規則で定める「大会社等」を対象に、1人の業務執行社員に対して少なくとも3年を超えないサイクルで1つの監査業務を検証対象として実施しています。また、不正リスク対応基準が適用される監査業務については、監査契約の新規の締結及び更新、不正に関する教育・訓練、業務の実施、監査事務所間の引継など、当法人の品質管理の方針及び手続に準拠して実施されていることを確かめることとしています。

○定期的検証の実施件数

対象会社		発見された重要な不備
金商法・会社法監査	1件	0件
任意監査	1件	0件

#### ⑮監査ホットラインの設置

監査業務の品質向上を目的として、監査ホットライン窓口として、当法人のホームページに“監査ホットライン”のページを設けて対応しています。問い合わせは、専用のメールアドレス又は郵便で受け付けることを開示しています。

#### ⑯公益通報制度

「公益通報規程」を設け、法人関係者に対する公益通報制度を整備しています。公益通報の窓口として、品質管理担当責任者を定めています。グループウェアに公益通報制度に関する規程、資料及び説明動画、専用メールアドレス等を掲載して、法人内関係者への啓蒙を図っています。

#### ⑰外部レビュー等

日本公認会計士協会による品質管理レビューは、監査業務の適切な質的水準の維持・向上によって、監査に対する社会的信頼を維持・確保することを目的として、監査法人が行う監査の品質管理の状況を自主規制として運用しているもので、原則3年に1回実施されます。

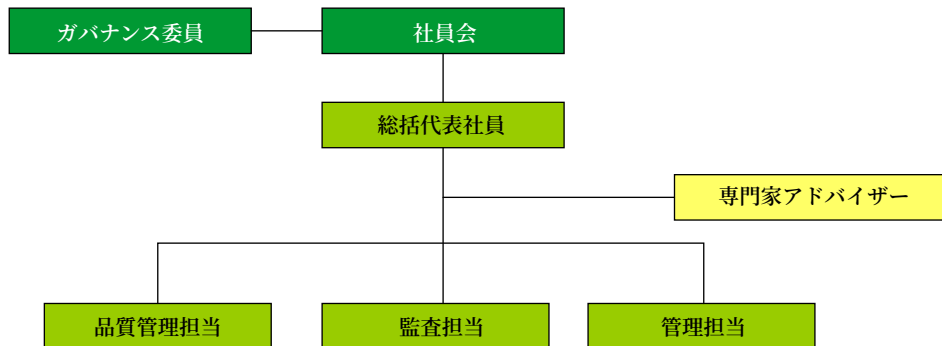
また、公認会計士・監査審査会による検査は、金融庁に設置されている独立行政機関として、公益の確保および投資家保護の観点から公認会計士による監査の質の向上及び信頼性を確保するために、監査事務所の監査業務が適切に行われているかを審査し、必要に応じて監査事務所へ立入検査を実施しています。その結果、品質管理が著しく不十分である場合等は、行政処分が行われることもありますが、当法人は、これまでに行政処分を受けたことはありません。

<当法人の品質管理レビューの実施状況>

- ・日本公認会計士協会による品質管理レビューの実施年度 2025年度
- ・レビュー報告書の交付年月 2025年11月
- ・レビュー結果 重要な不備事項はない。

### 3. 組織・ガバナンス基盤

#### ①組織構造・役割分担



統括代表社員が業務運営・品質管理の仕組みに関する最終的な責任を負い、社員全員が業務体制の構築、業務の実施、監査品質の確保に係る責務を果たす組織的体制を構築しております。

社員会を構成する社員は、監査実務の遂行能力のみならず、法人の組織運営に適した知識・経験・適性を考慮した人員を社員会で選任しております。品質管理担当責任者については、監査業務への関与が少なく、主に法人の適正な経営管理の観点から選任しています。

規模・特性等を踏まえて、独立する第三者機関からの監視までの体制とはしていないものの、一定の独立的立場から組織運営等に関する助言を行うガバナンス委員を設けています。ガバナンス委員は、当法人から独立した第三者の立場から社員会の経営機能の実効性を確保するための支援を行うことを目的としています。

専門家アドバイザーは、当法人の監査業務に関して専門的見地から知見や助言を得ること等を目的として3名選任しています。職業倫理・不正対応、企業結合、継続企業の前提、その他監査上の判断で助言が必要だと判断される事項について、それぞれの専門分野を担当頂いています。

#### ②ガバナンス委員

ガバナンス委員は、社員会の経営機能の実効性向上に資する助言・提言等を行うことと、経営機能の実効性を評価する役割を果たしています。ガバナンス委員は、以下の役割を担っています。

- ・ 社員会の経営機能の実効性向上に資する助言
- ・ 社員会を通じた組織的な運営の実効性に関する評価、提言
- ・ 社員又は独立性を有する第三者の選任、退任、評価及び報酬の決定過程に対する意見提供
- ・ 法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針等に対する意見提供
- ・ 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価に対する意見提供
- ・ 被監査会社、株主その他資本市場の参加者等との意見交換方法等に対する意見提供

ガバナンス委員の選任に際しては、当法人及び当法人の監査関与先との取引関係含めて利害関係がないこと、精神的独立性が確保されていることを要件としています。

当法人が選任したガバナンス委員は、準大手監査法人の社員経験者で、30年以上に渡る監査法人経営の経験があり、独立第三者として評価する評議委員会の事務局を行っていた実績もあり、適任者であると判断致しました。

統括代表社員及び品質管理担当責任者は、法人経営・品質管理に関するテーマを設けて、定期的にガバナンス委員と意見交換を行っています。また、法人経営の課題があれば、随時、意見交換しています。

### ③社員会

全社員で構成され、社員会は原則として毎月（定時・緊急時には随時）開催し、経営方針の決定、監査契約の新規締結及び更新等の決議、品質管理システムの整備・運用状況の報告、その他定款や「社員会及び社員規程」に定められた事項等について、活発な議論、意思決定を行っております。

経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制として、各監査チームの主要な監査要員が参加する定例会において、統括代表社員が社員会での討議事項・決定事項等を伝達し、会計監査を巡る課題や知見、経験の共有、会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行っています。また、定例会から得られた情報等で、社員会で共有すべきものがある場合は、社員会へ報告して共有を図っています。

ガバナンス委員は、社員会の経営機能の実効性向上に資する助言・提言を行うため、随時、社員会のオブザーブを行っています。社員会は、ガバナンス委員の評価結果を真摯に受け止め、社員会の深度ある討議を重ねる風土を育成しており、経営機能の実効性を高める役割を果たしています。

### ④非監査業務の提供

監査業務の品質確保を優先し、人的資源を監査業務に配分する方針を採っております。監査業務受嘱のための短期調査業務などを除き、非監査業務については、基本的に受嘱しない方針としております。

## 4. 人的基盤

### ①人員体制

社員（公認会計士）	5名
監査要員（公認会計士）	6名
監査要員（その他）	1名
<u>品質管理（公認会計士）</u>	2名
合計	14名（2025年6月30日現在）

社員及び監査要員の平均年齢は48歳です。過半が、大手監査法人出身者、上場準備監査の経験者となっています。監査要員は、5年以上の監査経験者を採用方針としております。

また、専門性は監査業務に限らず、FAS（ファイナンシャル・アドバイザー・サービス）、上場準備、内部統制構築、ERP導入などのコンサルティング業務、新規上場会社の社外役員（上場前後）、上場会社や上場準備会社での管理部門業務（CFO含む）、事業会社の起業・売却、証券審査・取引所審査業務、税務業務など、多様な専門的知識、知見を有する者で構成されており、監査を多様な視点でとらえることができる人員体制となっています。

#### ○平均年齢

	構成人数	平均年齢
社員	5名	55歳
監査要員	7名	42歳
計	12名	48歳

#### ○大手監査法人出身者の数

	構成人数	大手監査法人
社員	5名	5名
監査要員	7名	6名
計	12名	11名

#### ○上場準備監査経験者数

	構成人数	経験者
社員	5名	3名
監査要員	7名	6名
計	12名	9名

#### ○監査経験年数

	構成人数	監査経験年数別の人数		
		5年～9年	10年～19年	20年～
社員	5名	1名	2名	2名
監査要員	7名	4名	2名	1名
計	12名	5名	4名	3名

## ②IT関連の対応

統括代表社員を情報管理責任者とし、情報管理担当者1名（公認会計士・システムエンジニア経験者）を配置しています。

調書関連及び規程類・法人関係参照書類は、クラウド上の監査プラットフォーム・システムに保存・管理され、全員が閲覧、調書格納をできる体制としています。また、被監査会社との監査業務に関するコミュニケーションも、セキュアな監査プラットフォーム・システム上で行っています。

監査調書は電子化されており、監査報告日以降、調書整理期間までの調書改竄リスクについては、調書データの差し換え履歴を確認して対応しています。

調書整理期間が到来した電子調書は、事後的に改竄された調書ファイルを差し換えることが出来ないようにシステムを設定し、定期的にファイルの差し換えがないことを確認しています。

監査プラットフォーム・システムのシステム管理権限は、監査業務に関与していない情報管理担当者が持ち、監査業務に関与する統括代表社員は権限を有しないように内部牽制を図っています。

統括代表社員、各社員は、適宜情報管理担当者と連絡を取り、IT監査領域、IT関連事項及びセキュリティ事象に対する対応・解決を図っています。今後も、業務の効率的な推進、業務のセキュリティ確保を推進するため、IT基盤整備を進める方針です。

セキュリティ確保のため、全員から情報セキュリティ基準を遵守することを記載した誓約書を入手しています。情報管理担当者により、セキュリティ・モニタリング書類による点検を定期的に行っています。

監査用に使用するパソコンは、全て当法人から貸与しています。貸与したパソコンには、データの保存を禁止しており、監査調書のデータはクラウド上にデータを保存しています。貸与したパソコンにデータが保存されていないことについては、全てのパソコンを対象に、定期的に確認する体制としております。

## ③人事評価制度

品質管理規程において監査業務の品質を最優先することを当法人の方針と位置付けており、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力の保持・発揮のインセンティブとなるよう、監査要員の評価、報酬等の人事に関する方針及び手続に反映させております。

法人の求める人材については、人事考課基準で定めています。社員及び監査要員に対する人事考課は、統括代表社員が毎年実施し、文書化して社員会に報告しています。社員に対する人事考課の評価は、品質管理担当責任者及びガバナンス委員に報告することとして、評価の客観性を確保しています。監査要員については、業務に対する対応、問題解決能力、リーダーシップなどを総合的に評価するとともに、メンバーへのフィードバックを行い、各自の成長に向けた支援を行う機会として活用しています。

## ④研修制度

品質管理規程において、監査業務の品質を最優先することを当法人の方針としており、この方針に基づき、職業的懐疑心を適正に発揮できる人材育成の研修プログラムを計画・実行しています。

職業的専門家として適切な貢献をするためには、適切な研修・研鑽は欠くことのできない大切な要素であると考えています。監査要員に、適切な研修をサポートすることで、構成員の育成・成長を支え、モチベーションを高めることができるツールともなっていると考えています。

当法人が行っている研修には、全体研修、指定研修、社員研修、チーム内研修、全体集会があります。

全体研修は全員を対象に、社員研修は社員を対象に、それぞれ年に2回実施します。指定研修は法人が推奨するプログラムを提示し、年間所定単位受講することを求める研修です。これらの研修テーマは、全体研

修、指定研修、社員研修では、監査の品質管理、不正事例、職業倫理、インサイダー取引防止、基準の改正、情報セキュリティなどから選定しています。チーム内研修は、監査チームが、業務の必要に応じて実施する研修です。全体集会は、法人理念の共有を目的に、全員を対象に年に1回開催し、法人の在り方についての意見交換を行います。

監査要員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる時間を確保出来るよう、監査プラットフォーム・システムによるリモートワークを活用した効率的な時間活用、アサイン予定表に基づくアサイン時間の管理等により、能力開発への時間が有効に活用できる環境を整備しております。

## ⑤兼業・副業

原則として、構成員の兼業・副業を認めておりますが、監査業務を的確に実施するために必要な時間等が確保されていることをアサイン予定表を作成して確認し、必要な時間等が確保出来ない監査要員はアサインメントを行わない方針としております。

少人数でも監査業務をより効果的かつ効率的に実施し、監査業務に対して十分なリソースを確保するため、基本的に、監査経験5年以上の監査要員をアサインメントする方針としております。現在の監査要員の監査経験年数は、全員が5年以上となっており、今後も、監査経験5年以上で当法人の求める人材像の監査要員を積極的に採用していく方針です。

兼業から得た知見や経験は、会計監査の品質向上に寄与するように所内で共有することとしております。

## 5. IT基盤

### ①デジタル化の対応、基本の方針と現状

デジタル化の基本の方針として、業務に直接関連する情報について、業務の流れとITの利用状況を理解した上で、関連する内部統制を識別し、リスク（サイバー攻撃による情報漏洩や利用不可能となるリスクを含む）を認識し、定期的に見直すことによりしております。

調書は電子化しており、情報セキュリティ実施細則に基づき監査プラットフォーム・システムにて管理することとしています。

監査業務に関するデータの保存、被監査会社とのコミュニケーション、監査調書のアーカイブ化等は、クラウド上で稼働する監査プラットフォーム・システムのセキュアな環境の中で行われています。

### ②IT基盤整備に係る基本の方針と計画

IT基盤整備の推進は、当法人として重点的に取り組む領域であると位置づけています。基盤整備と効果的な投資との観点から、自社サーバーではなくクラウドシステムを使うこととしています。

AI監査ツールの採用についても検討を行い、監査業務の効率化を図りたいと考えています。

### ③情報セキュリティ

情報セキュリティ対策の基本方針（セキュリティポリシー）にて、セキュリティに関する基本的な方針を定めています。情報セキュリティ対策基準にて、セキュリティ対策の詳細を定めています。当法人が使用しているシステムについての詳細は、情報セキュリティ実施細則で定めています。インシデントが発生した際の対応方法については、情報セキュリティインシデント対応基準で定めています。システムを導入する際の手続については、IT管理マニュアルを定めています。

今後も、IT技術の進捗に応じて、セキュリティレベルの維持・向上、業務効率化・監査品質向上のためのツール導入の検討等を行っていく方針です。

## 6. 財務基盤

安定した財務基盤を確保するため、予算計画を作成し、モニタリングを行っております。

また、報酬依存度についても15%を超えている関与先はなく、持続可能性は確保されていると考えております。

○報酬依存度の最大値

2023年6月期	2024年6月期	2025年6月期
5.7%	5.2%	5.6%

## 7. 国際対応基盤

当法人は、グローバルネットワークに加盟しておらず、他の法人等との包括的な業務提携等を行っておりません。国際対応の監査業務実施の必要性が生じた場合には、外部の監査事務所等の協力を得るなどの方法を検討し、体制を整備する方針です。

## 8. 資本市場の参加者等との対話

当法人は、会計監査の品質の向上に向けて、資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めています。2025年6月期においては、証券会社、ディスクロージャー支援会社の2社と行いました。

資本市場の参加者等との対話にあたっては、ガバナンス委員の助言を得るとともに、対話の内容を報告して意見を頂いています。また、社員会にも報告して、各社員の知見の向上に努めています。

## 9. 品質管理システムの評価結果

品質管理システムの整備・運用状況を評価し、社員会に報告しています。評価の基準日は、2025年6月末としています。品質管理システムに対して重要な影響を及ぼす不備は認識されず、当該システムの目的が達成されているという合理的な保証を当法人に提供していると評価しました。

### III. けやき監査法人のガバナンス・コードの適用状況

原則1【監査法人が果たすべき役割】	
<p>監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。</p>	
<p>(対応方針)</p> <p>当法人は、資本市場への公益的な役割を果たすために、トップ自ら品質を重視する姿勢を発信し、ビジョン、行動指針を定め、構成員と共有し、更なる向上に向け、今後も取組みを継続していきます。</p>	
監査法人のガバナンスコード	記載箇所
<p>指針1-1</p> <p>監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。</p>	<p>I-2. 経営理念及び行動指針 P.4</p> <p>II-2. ①品質管理体制 P.7</p>
<p>指針1-2</p> <p>監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。</p>	<p>I-2. 経営理念及び行動指針 P.4</p>
<p>指針1-3</p> <p>監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。</p>	<p>II-4. ③人事評価制度 P.15</p>
<p>指針1-4</p> <p>監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。</p>	<p>II-2. ⑩監査チームのコミュニケーション P.10</p>
<p>指針1-5</p> <p>監査法人は、法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているか明らかにすべきである。</p>	<p>II-2. ③独立性及び職業倫理 P.8</p> <p>II-3. ④非監査業務の提供 P.13</p> <p>II-4. ⑤兼業・副業 P.16</p>
<p>指針1-6</p> <p>監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているのかを明らかにすべきである。</p>	<p>II-7. 国際対応基盤 P.18</p>

<p><b>【原則2】 組織体制（実効的な経営機能の発揮）</b></p>	
<p>監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。</p>	
<p>（対応方針）</p> <p>当法人のマネジメント活動に係る重要な事項を審議決定する社員会、各監査チームの主要メンバー共同による定例会を定期的又は必要に応じて開催し、経営理念の共有を目的とした全体集会を年に1回開催し、組織的経営管理の状況をモニタリングし、改善、推進している。</p>	
<p>指針2-1</p> <p>監査法人は、実効的な経営（マネジメント）機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けなかった場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。</p>	<p>II-3, ③社員会 P.13</p>
<p>指針2-2</p> <p>監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与</li> <li>●監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備</li> <li>●法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備</li> <li>●監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化（積極的なテクノロジーの有効活用を含む。）に係る検討・整備</li> </ul>	<p>II-2, ①被監査会社とのコミュニケーション P.10</p> <p>II-2, ⑬監査業務の審査 P.10</p> <p>II-4, ②IT関連の対応 P.15</p> <p>II-4, ③人事評価制度 P.15</p> <p>II-4, ④研修制度 P.15</p> <p>II-5, IT基盤 P.17</p>
<p>指針2-3</p> <p>監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけでなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。</p>	<p>II-3, ①組織構造・役割分担 P.12</p>
<p><b>【原則3】 組織体制（独立した立場からの経営機能の監督・評価）</b></p>	
<p>監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。</p>	
<p>（対応方針）</p> <p>独立性を有する第三者としてガバナンス委員を選任し、社員会の経営機能の実効性を評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保しています。</p>	
<p>指針3-1</p> <p>監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けなかった場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。</p>	<p>II-3, ①組織構造・役割分担 P.12</p> <p>II-3, ③社員会 P.13</p>

<p>指針3-2 監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。</p>	<p>II-3. ②ガバナンス委員 P.12</p>
<p>指針3-3 監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 経営機能の実効性向上に資する助言・提言</li> <li>● 組織的な運営の実効性に関する評価への関与</li> <li>● 経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与</li> <li>● 法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与</li> <li>● 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与</li> <li>● 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与</li> </ul>	<p>II-3. ②ガバナンス委員 P.12</p> <p>II-8. 資本市場の参加者等との対話 P.18</p>
<p>指針3-4 監査法人は、監督・評価機関等が、その機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。</p>	<p>II-3. ②ガバナンス委員 P.12</p>

<p>【原則4】 業務運営</p>	
<p>監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。</p>	
<p>(対応方針) 規模・特性等を踏まえた業務体制を整備し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行う方針としております。</p>	
<p>指針4-1 監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。</p>	<p>II-3. ③社員会 P.13</p>
<p>指針4-2 監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。</p>	<p>II-4. ③人事評価制度 P.15</p> <p>II-4. ④研修制度 P.15</p>

<p>指針4-3 監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること</li> <li>● 法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること</li> <li>● 法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること</li> <li>● 法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること</li> </ul>	<p>II-2. ⑧ 監査チームの選任 P.9</p> <p>II-2. ⑨ 監査の実施 P.10</p> <p>II-4. ④ 研修制度 P.15</p> <p>II-4. ⑤ 兼業・副業 P.16</p>
<p>指針4-4 監査法人は、被監査会社のCEO・CFO等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。</p>	<p>II-2. ⑪ 被監査会社とのコミュニケーション P.10</p>
<p>指針4-5 監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないように留意すべきである。</p>	<p>II-2. ⑮ 監査ホットラインの設置 P.11</p> <p>II-2. ⑯ 公益通報制度 P.11</p>
<p><b>【原則5】 透明性の確保</b></p>	
<p>監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。</p>	
<p>(対応方針) 当法人の本原則の適用状況などについて、「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」を当法人のウェブサイトを開示し、内外の評価の活用を進めていく方針です。</p>	
<p>指針5-1 監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書等で、わかりやすく説明すべきである。</p>	<p>本報告書</p>

<p>指針5-2                  監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢</li> <li>●法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針</li> <li>●監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標（AQI：Audit Quality Indicator）又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報</li> <li>●監査法人における品質管理システムの状況</li> <li>●経営機関等の構成や役割</li> <li>●監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方</li> <li>●法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応</li> <li>●監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化に向けた対応状況（積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。）</li> <li>●規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針</li> <li>●特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況</li> <li>●海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況</li> <li>●監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価</li> </ul>	<p>I-1. 統括代表社員からのメッセージ P.3</p> <p>I-2. 経営理念及び行動指針 P.4</p> <p>II-2. ①品質管理体制 P.7</p> <p>II-3. ①組織構造・役割分担 P.12</p> <p>II-3. ②ガバナンス委員 P.12</p> <p>II-3. ④非監査業務の提供 P.13</p> <p>II-4. ①人員体制 P.14</p> <p>II-4. ②IT関連の対応 P.15</p> <p>II-4. ④研修制度 P.15</p> <p>II-5. IT基盤 P.17</p> <p>II-6. 財務基盤 P.18</p> <p>II-7. 国際対応基盤 P.18</p> <p>II-9. 品質管理システムの評価結果 P.18</p> <p>AQIの掲載箇所</p> <p>II-2. ③独立性及び職業倫理                  「独立性遵守回答率と違反件数」 P.8</p> <p>II-2. ⑭品質管理システムのモニタリング                  「定期的検証の実施件数」 P.11</p> <p>II-4. ①人員体制                  「平均年齢」 P.14                  「大手監査法人出身者の数」 P.14                  「上場準備監査経験者数」 P.14                  「監査経験年数」 P.14</p> <p>II-6. 財務基盤                  「報酬依存度の最大値」 P.18</p>
--	--

<p>指針5-3 グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況</li> <li>●グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的（会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。）</li> <li>●会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価</li> <li>●会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要</li> </ul>	<p>II-7. 国際対応基盤 P.18</p>
<p>指針5-4 監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。</p>	<p>II-2. ①被監査会社とのコミュニケーション P.10</p> <p>II-3. ②ガバナンス委員 P.12</p> <p>II-3. ③社員会 P.13</p> <p>II-8. 資本市場の参加者等との対話 P.18</p>
<p>指針5-5 監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。</p>	<p>II-9. 品質管理システムの評価結果 P.18</p>
<p>指針5-6 監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。</p>	<p>II-3. ③社員会 P.13</p> <p>II-8. 資本市場の参加者等との対話 P.18</p>

## Communication for Confidence

正しい情報を伝え、信頼を得ることを大切にしています。



### 監査品質のマネジメントに関する年次報告書 2024年度（2024年7月1日～2025年6月30日）

所在地：〒104-0061

東京都中央区銀座1-14-5

銀座ウイングビル3階

TEL： 03-6438-9401

FAX： 03-6438-9403

Email： [info@keyaki-audit.or.jp](mailto:info@keyaki-audit.or.jp)

URL： <https://www.keyaki-audit.or.jp>

©copyright 2025 Keyaki Audit Corporation